

1 趣旨及び目的

この要領は、札幌大学奨学生規程第3条第1項第1号及び第2号に定める課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者選考に関して必要な事項を定める。

2 選考組織

候補者の選考組織は、課外活動コーディネータ会議とする。

3 募集人員

課外活動優秀特別奨学生 法人が定める

生活支援奨学生（課外活動） 法人が定める

4 必要書類

(1) 奨学生願書（様式1）

(2) 主たる家計支持者の収入金額を証する書類

① 給与所得者 源泉徴収票の写し

② 給与所得者以外 確定申告書の写し

(3) 高等教育の修学支援新制度に採用された者は、採用候補者決定通知の写し

5 選考手続

(1) 課外活動コーディネータ会議は、次に掲げる各条件に該当する者の中から、入学試験出願資格を審査する。

① 課外活動における優れた資質を備え、課外活動推薦特別入試によって入学することを志願する者

② 本学が求める競技実績を持つ者

③ 生活支援奨学生（課外活動）については、主たる家計支持者の収入が札幌大学奨学金別表に定める条件を満たしている者

④ 本学が求める学力を有する者

ア 高等学校調査書評定平均値3.0以上の者

イ その他、課外活動コーディネータ会議が定める学力検査により、本学での修学に耐え得る学力が備わっていると認められる者

(2) 奨学生候補者の区分

課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者は、4(1)の条件により、次のいずれか（入学後の奨学生の区分）に区分されるものとする。

① 課外活動優秀特別奨学生

ア 「課外活動推薦特別入学試験要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、全国大会に出場した個人、団体の登録メンバーで、人物、課外活動における資質が特に優れ、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれる者

または、課外活動コーディネータ会議においてこれらと同等の力量を有すると認められた者

イ 「課外活動推薦特別入学試験要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、予選のある都道府県大会に出場し、上位3分の1以上またはベスト8に入賞した個人、団体の登録メンバーで、人物、課外活動における資質が優れ、奨学金を給付することにより、成果が見込まれる者

または、課外活動コーディネータ会議においてこれらと同等の力量を有すると認められた者

ウ 「課外活動推薦特別入学試験要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、都道府県大会に出場した個人、団体の登録メンバーで、人物、課外活動における資質が優れている者

または、課外活動コーディネータ会議においてこれらと同等の力量を有すると認められた者

② 生活支援奨学生（課外活動）

ア 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下で、

課外活動における資質が特に優秀であり、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者

イ 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下で、課外活動における資質が優秀であり、地域貢献を含む本学の学事運営に貢献できる者

ウ 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下で、課外活動における資質が優れている者

(3) 課外活動コーディネータ会議は、出願資格審査後、課外活動推薦特別入試において合格した者を課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者として選考し、学生に関する検討会議に報告する。

6 選考後のプロセス

(1) 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者は、学生に関する検討会議による所定の手続きを経て、入学後、札幌大学奨学生に採用されるものとする。

(2) 給付される奨学金の詳細については札幌大学奨学生規程に定める。

7 施行日

この選考要領は、平成27年10月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、令和2年4月1日から施行する。